

岡山県男女共同参画社会づくり表彰要綱

制定	平成14年	7月25日
一部改正	平成17年	8月17日
一部改正	平成22年	6月 8日
一部改正	平成26年	4月 7日
一部改正	平成27年	6月12日
一部改正	令和4年	4月 6日
一部改正	令和5年	3月17日

1 趣 旨

岡山県男女共同参画の促進に関する条例（平成13年岡山県条例第51号）第20条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に行っているものを表彰し、その功績を称えるとともに、男女共同参画社会づくりに対する県民の一層の関心と意欲を高め、男女共同参画社会の形成の促進に資するものとする。

2 表彰の対象

男女共同参画社会づくりに積極的に取り組み、その功績が顕著であると認められ、今後もその活動が期待できる次に掲げるものとする。

(1) 個人の部 県内に居住又は県内の事業所に勤務する個人

(2) 事業者の部 県内に本店又は主たる事業所をおく事業者(国・地方公共団体を除く。)

3 表彰の種類

表彰の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 知事表彰 岡山県男女共同参画の促進に関する条例（平成13年岡山県条例第51号）によるもの

(2) 県民生活部長表彰

ただし、事業者の部については、知事表彰のみとする。

4 表彰の区分

知事表彰は、原則として県民生活部長表彰（平成25年度までは県民局長表彰又は地方振興局長表彰）を受けたものの中から特に優秀な功績を有するものについて行う。

ただし、事業者の部については、前記にかかわらず、特に優秀な功績を有するものについて知事表彰を行う。

5 表彰手続等

知事表彰は、岡山県表彰規程（昭和24年岡山県規則第2号）に定めるところにより行う。

県民生活部長表彰は、知事表彰に準じた手続きにより行う。

推薦者は、推薦書に必要事項を記入し、関係書類を添付して県民生活部長に提出する。

6 表彰基準

被表彰者の選考基準は、別紙1のとおりとする。

7 その他の規定

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年度に行う表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年度に行う表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度に行う表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度に行う表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度に行う表彰から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度に行う表彰から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度に行う表彰から適用する。

岡山県男女共同参画社会づくり表彰選考基準

○選考基準1（部長表彰・知事表彰共通）

部門毎に①から③のいずれかに該当すること。

部 門	選 考 基 準
個 人 の 部	① 女性の人材育成や積極的登用などを通じ、広く女性の社会参画の促進に貢献した個人 ② 男女共同参画社会づくりに向けた気運の醸成に功績のあった個人あるいは男女の固定的役割分担意識の是正に貢献した個人 ③ その他これらに準ずるもので、特に功績が顕著な個人
事 業 者 の 部	① 女性の能力活用や職域拡大のため、積極的な取組を行っている事業者 ② 家庭生活と職業生活の両立を支援するため、法を上回る処遇を行うなど、独自の制度があり、その制度が活用されている事業者 ③ その他、男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者

○選考基準2

(知事表彰に係るもの) ※事業者の部は除く。

(1) 対象者

原則として、県民生活部長表彰、県民局長表彰を受けた者の中から、特に優秀な功績を有するとして、市町村及び関係団体等から推薦を受けた者の中から選定するものとする。

(2) 活動期間

原則として男女共同参画の推進に係る活動期間が概ね10年以上であり、引き続き当該活動が期待できる者

(3) 表彰歴

県民生活部長表彰又は県民局長表彰を受けてから、当該表彰を受けた年度を含めて2年度以上経過していること

(部長表彰に係るもの)

(1) 活動期間等

次の①から②のいずれかに該当すること

- ① 原則として男女共同参画の推進に係る活動期間が概ね5年以上であり、引き続き当該活動が期待できる者
- ② 団体活動歴がある者は、団体役員等を経験していること